

# 社会保障審議会 企業年金部会ヒアリング説明資料

平成26年7月4日

一般社団法人信託協会

# 信託協会の概要

## <目的>

信託協会は、信託制度の発達を図り公共の利益を増進することを目的として、信託に関する調査研究および資料収集や信託業務および信託事務の改善に関する調査企画等を行っている組織である。

## <沿革>

大正8年2月に「信託会社協会」として発足し、大正12年1月の信託法・信託業法施行とともに名称を「信託協会」と改め、さらに大正15年1月には大蔵省の認可を得て「社団法人信託協会」となった。その後、新たな公益法人制度改革へ対応するため、平成23年10月3日に「一般社団法人信託協会」に移行し、現在に至る。

## <組織>

信託銀行、または信託業務を営む銀行が加盟しており、社員会社4社、準社員会社48社が加盟している。

## <信託業界の企業年金の受託状況>

・厚生年金基金	受託件数413件	資産残高29兆円
・確定給付企業年金	受託件数3,803件	資産残高40兆円
・確定拠出年金(企業型)	規約数4,381件	資産残高7兆円

(注)いずれも平成26年3月末値。資産残高は時価資産額を記載。

# 新しい企業年金の提言

2014.07.04

一般社団法人信託協会 会長会社

みずほ信託銀行



1. 企業年金の現状	..... 2
2. 新たな企業年金の提言	..... 3
(1) 年金給付特別口座の創設	
(2) 新たな退職給付目的の信託の活用(定期積立型)	
3. 現行の企業年金への提言	..... 5

(注)本資料では、以下の略語を使用しています。

厚生年金基金→厚年基金

確定給付企業年金→DB

確定拠出年金→DC

中小企業退職金共済→中退共

## 1. 企業年金の現状

### 中小企業

- 退職給付制度としてDB・DCを選択するケースが減少。

↳ ・DB・DCは制約が多く、制度導入による人的、  
金銭的負担が大きい。

### 一般企業

- 企業年金、特に新規にDBを導入する企業が減少。

↳ ・企業会計基準の変更の影響。  
(マーケット動向による財務会計上の影響が大きい)  
・給付事務の負担が大きい。

### ライフコースの多様化

- 企業年金間の移動が増加しており、今後ポータビリティのニーズが増える見込み。

↳ ・雇用の流動性の高まり。  
・就労形態の多様化。

### 新たな年金制度の提言

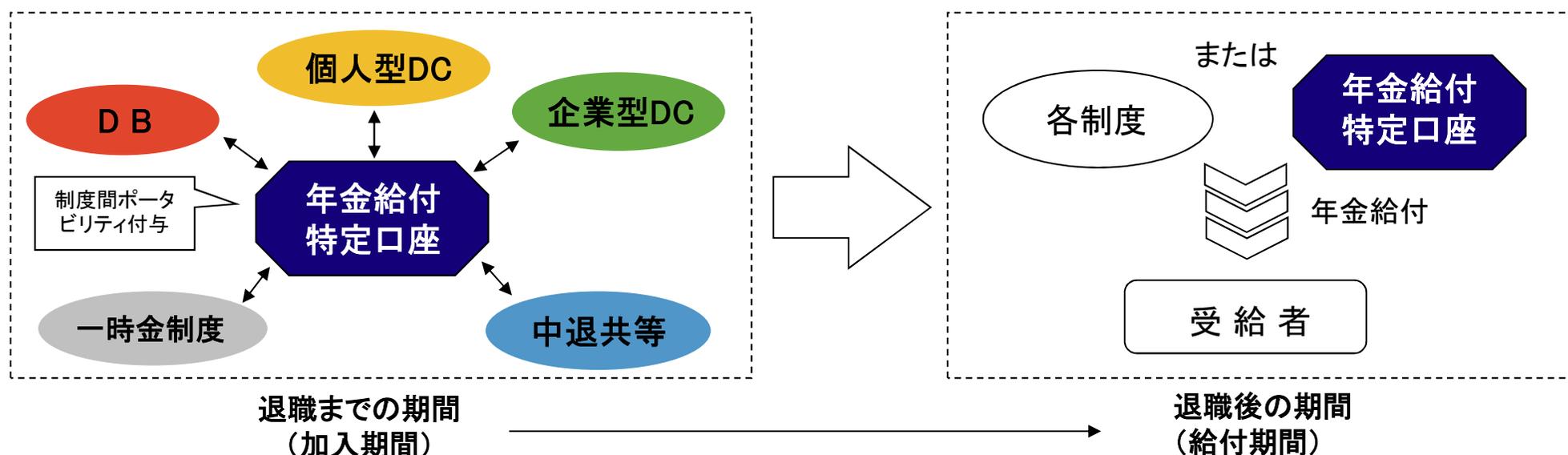
- ・中小企業の労使にとって、取り組みやすい制度の構築。
- ・企業会計や事業再編の動きを踏まえ、一般企業にとって取り組みやすい制度の構築。
- ・現行制度間のポータビリティの拡充。

1. 年金給付特定口座の創設 (3頁)
2. 退職給付目的の信託の活用 (4頁)
3. 現行の企業年金への提言 (5・6頁)

## 2. 新たな企業年金の提言(1)

### 年金給付特定口座の創設

- ・従業員が金融機関に年金給付特定口座を開設し、退職後の給付を受ける。
- ・同口座を通じて各制度間との移行を可能とする。

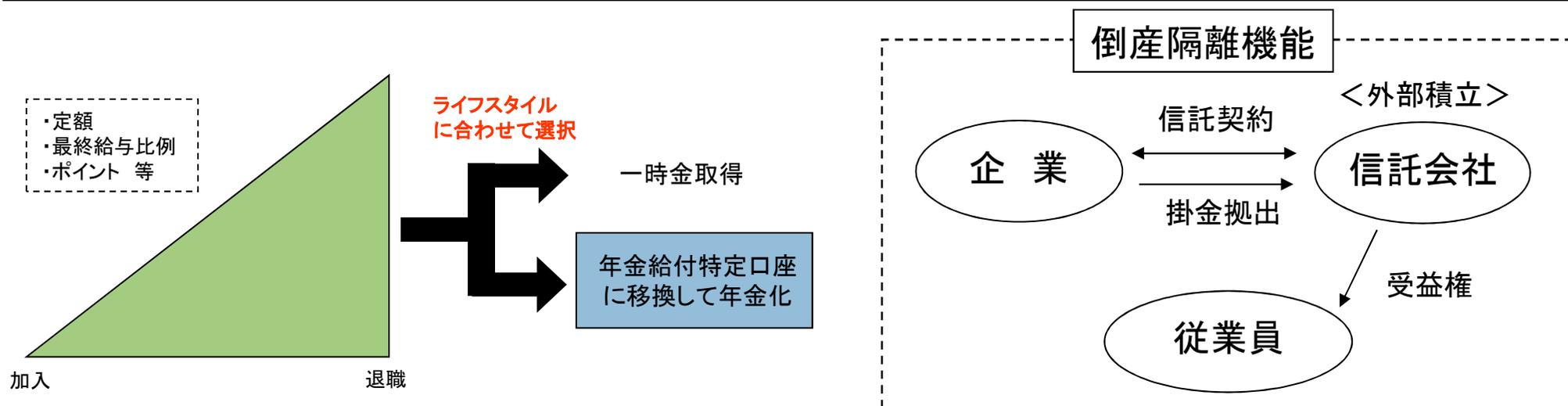


- ・現行制度で一時金給付の選択肢しかない従業員に対して、年金給付特定口座により年金給付の選択肢を与える。
- ・年金給付特別口座を経由することにより、DCからDBなど様々な制度間で移行が可能となる。
- ・年金給付をアウトソースすることが可能となり、事務負担の軽減およびPBOの削減を行うことができる。
- ・高齢者にとって、自由度の高い選択肢を設ける。(未支給のまま相続財産化、贈与による世代間移転等)

## 2. 新たな企業年金の提言(2)

### 新たな退職給付目的の信託の活用（定期積立型）

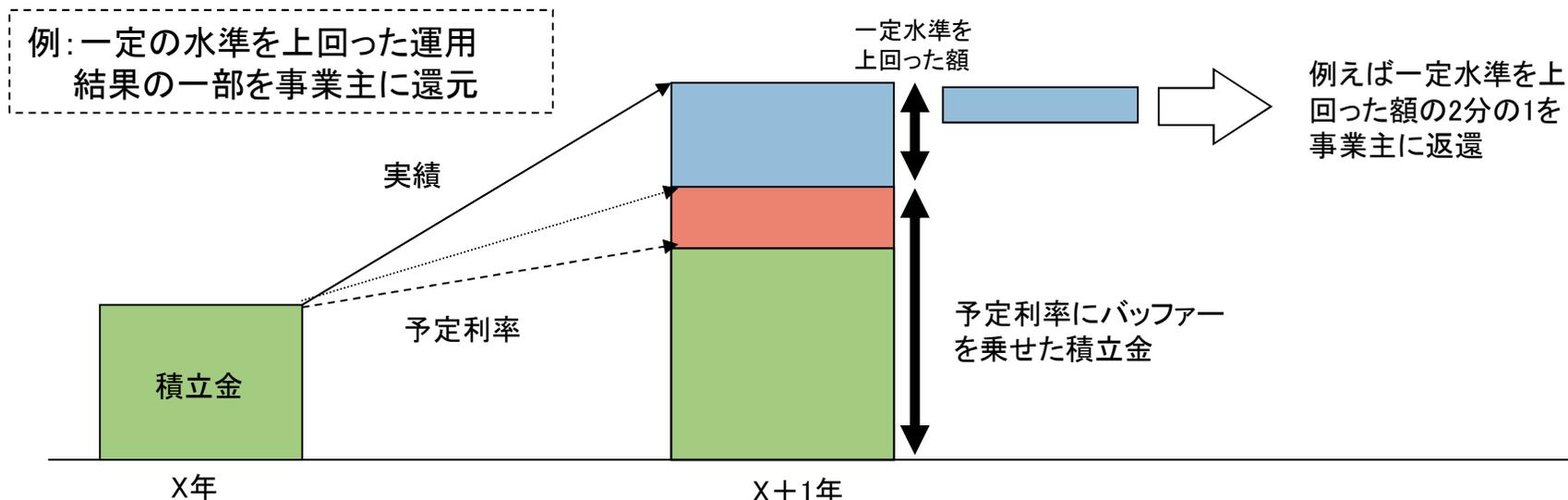
- ・一時金給付を目的とした外部積立制度(倒産隔離機能)の活用。
- ・企業の支払いを平準化。



- ・一時金給付が前提のため給付事務負担がなく、また現行の退職金制度をそのまま適用できるため中小企業でも導入が容易。
- ・前頁の制度(年金給付特定口座)を利用することで、年金給付を選択することが可能となる。
- ・弾力的な掛金設定を認める等、中小企業でもわかりやすく継続して運営しやすい制度とする。
- ・退職給付目的として、企業規模に応じた一定の拠出額の範囲内で掛金拠出の損金算入を認める等、インセンティブ付与。

### 3. 現行の企業年金への提言(1)

## ◎DB制度において、一定事由に限定して拠出済みの掛金を事業主に返還できる仕組みの導入



## ◎DB制度の財政運営の弾力化

### (非継続基準の緩和)

DBの財政検証の一つである非継続基準に使用する予定利率は、市場環境の変化に左右されるため、企業の財政運営上の制約となっている。

### (選択幅を持ったDB掛金の決定方法の導入)

DB掛金は、数理計算による債務に対して100%の資産を積み立てることを目的としている。将来のリスクに対応する観点から、100%以上の積立を許容し、例えば積立上限額を元に計算した掛金額を上限に拠出できることが望ましい。

### 3. 現行の企業年金への提言(2)

---

#### ○ 特別法人税の撤廃

#### ○ DBにおける加入者拠出掛金の上限の拡大・税制の緩和

DBにおける加入者拠出機能は、事業主の拠出する掛金の2分の1を超えてはいけないこと、かつ税制面についても上限のある生命保険料控除が適用されるため、加入者拠出の普及が進んでいない。

#### ○ DBの支払保証制度の導入

厚年基金の縮小に伴い、企業年金連合会で行われていた支払保証制度が廃止された。厚年基金だけでなくDBでも、加入者・受給権者にとって安心かつ信頼できる制度であるためにDBでの支払保証制度を導入することが望ましい。

#### ○ DBの掛金債権の問題の解消

厚年基金では、基金に、各事業所に対して掛金債権を優先的に取得する機能が与えられていたが、DBではこの機能を持ち合わせていない。そのため総合型DBの設立を行う際に、事業間の連帯意識を棄損しかねない。

#### ○ DCの拠出限度額・マッチング拠出の外枠化

現在DCでは、企業型で最大で月額51,000円（平成26年10月より月額55,000円）を拠出限度額としている。従業員の自助努力を促進するために、拠出限度額を給与所得比例するなどの弾力的な対応を望む。  
また、加入者掛金（マッチング拠出）の上限額は現在事業主掛金の内枠となっているが、マッチング拠出の外枠化を望む。

#### ○ DCの脱退一時金要件の緩和

現在、DCから脱退する際に一時金を受給できる条件として、通算拠出期間が3年以下または個人別管理資産額が50万円となっており、DC制度導入の阻害要因となっている。

- 
- ・当資料は、ディスカッションを目的としたものです。
  - ・当資料は作成時点の情報をもとに作成しており、法令変更、金融情勢の変化などにより、当資料に記載された内容は予告なしに変更されることがあります。
  - ・当資料は、当行が信頼性が高いとみなす情報等に基づいて作成しておりますが、内容の正確性・完全性・網羅性について保証するものではありません。
  - ・当資料に係る一切の権利は、他社資料の引用部分を除いて当行に属し、いかなる目的であれ無断で引用、複写、複製または再配布することは堅くお断りします。